

❄️町が活かすこと



今回の寒波・断水被害は、桂川町では過去に経験したことがない「想定外」の事態でした。しかし、「想定外」で終わらせることなく、その教訓を次に活かす必要があります。

■漏水・断水対策の啓発を

今回の被害では、町内の水道業者の素早い対応などにより、比較的早期に事態を収拾することができました。

しかし、反省すべき点は多くあります。今回の水道管の破損・漏水箇所のほとんどが一般家庭内であるという状況を見ると、町民の皆さまへの事前の啓発・広報は今後の重要な課題と言えます。凍結防止や断水時を想定した対策などを啓発する必要があります。

今回は、438件という非常に多くの漏水が原因での断水でしたが、「湯水で水が作れない」「大規模停電で浄水場で水が作れない」など、今後も断水が起こることは十分考えられます。

「断水はいつでも起こり得る」

このことは、町も町民も肝に銘じておき、いざというときの対応を想定しておく必要があります。

■各機関との連携と災害時の情報提供

断水を決定してから、町内への給水について検討を行い、県を通じて自衛隊の災害派遣（給水支援）を要請。翌日26日の朝には早速給水を実施できました。

その後、27日には、災害対策本部での給水体制を確立。災害時の備蓄飲料水も活用しました。しかし、給水提供場所や方法などの課題も見つかりました。

また、今回の断水に際し、様々な方法で町民の皆さまに情報提供を行いました。

防災行政無線（※）や消防団車両での広報、自主防災組織連絡網、回覧板、町ホームページを活用し、さらに今回、「エリアメール」を使用した災害情報提供も行いました。

情報提供方法については適切だったか検証を進め、今後の災害時の情報提供に活かしていきます。

※防災行政無線は、専用回線に電話することで直前の放送を確認できます。【防災無線確認電話】☎65・1500



❄️寒波の影響に伴う水道料金の減免について

今回の寒波の影響で水道管が破裂・破損したことで、漏水のため水量が大きく増えた世帯に対し、水道料金の減免を実施します。

【対象】次の①②を満たす人

①寒波の影響による水道管の漏水が発生し、

通常より使用水量が増加している人

「通常」=前年同月または直近3カ月平均の使用水量

②水道管を修理済みまたは修理依頼済みの人

【減免対象月】平成28年2月請求分（1月使用分）

【減免内容】前年同月の水道料金まで減額

【その他】3月31日(木)までに申請

【問合先】水道課 水道係 ☎65・3241

❄️浄水施設改修基本計画を策定しています



桂川町では、今年度、今後更新が予想される土師浄水場・配水池などの改修を検討する「桂川町浄水施設改修基本計画」を、平成27年度中の策定に向けて取り組んでいます。

この計画では、「桂川町全体の水需要予測」「土師浄水場の設備診断」「配水池などの施設の将来構想」などの提案を行うとともに、中長期的な視点からの段階的な年度改修計画を策定する予定です。

また、今回の寒波や断水も踏まえ、各水道施設の現状を考慮し、既存施設の有効活用も検討していく予定です。